農地・水・環境保全向上対策
第3回合同意見交換会を開催

平成19年度より始まり、現在、郷内で16地区によって取り組まれている農地・水・環境保全向上対策の3回目の意見交換会が7月28日に亀田郷土地改良区大ホールで活動組織、行政、工区、農協、改良区の担当者など89名の参加により開催されました。この会では基調講演に続き、全県での取り組み状況や今後のスケジュールなどの情報提供、各活動組織の代表者による意見交換が行われました。

今年度より取り組む3地区（横越工区木津地区、亀田工区早通地区、亀田工区丸潟地区）を加えた16地区の単年度における交付金の総額は共同・営農活動を合わせて約5200万円にのぼり、この交付金が活動地区で決めた各区施設の維持管理活動や水稲、梨の減農薬・減化学肥料による栽培を行う先進的営農取り組みへの手助けとなっています。冒頭、五十嵐理事長は「活動組織の代表者という錚々たるメンバーの集まったこの会議が次につながるような会となるよう期待したい。」と挨拶し、基調講演で紙谷新潟大学副学長（農学部教授）からは「豊かな生き物と子どもたちで賑わう亀田郷を目指して」と題して、生物多様性の確保、雑草の抑制、減肥料による稲の栽培の可能性といった、新潟大学で取り組んでいる再生湿地プロジェクトの成果を紹介いただきながら、農業政策として3割もの減反を行うことにより発生している休耕田を利用した、地域の潤いある『場』作りへのアイデアを紹介いただきました。

意見交換会では藤井事務局長が座長を務め、各地区の自由意見のほかに「維持管理」「営農活動」「地域の活性化」「初年度の取り組みへの期待」など特色のある地域に意見を求めながら進行し、活動組織からは「この事業を実施して良かった。」という意見や「地域にとって、ありがたい事業。」という言葉も聞かれました。今年度は5年間の事業期間の3年目で中間の年にあたり、各地区からは施策の5年目以降の継続と予算確保を要望する意見が多く出てくるようになってきています。当初から取り組み、今年度が3年目に当たる活動組織は平成22年2月下旬までに体制整備構想（案）を地元で話し合いながら作成することになっています。そのほか、先進的営農取り組みを行っている地域から「せっかくの取り組みを農産物の価格に反映したい。」という積極的な意見も出ていました。

同席した新潟県・新潟市の担当者からは、取り組み成果について評価をいただき、当日の意見をそれぞれ担当者会議等で発信することを約束していますが、一方で成果に対する地元住民や農業者からの評価の声が少ないことが指摘され今後の課題となっています。これから残り2年少しとなったこの施策ですが地域活動とそのバックアップに、はずみを付けた意見交換会でした。

挨拶する五十嵐理事長

活動組織代表者と行政関係者による意見交換

土地改良区からのお願い

組合員資格の資格得喪通知手続きについて

①農業者年金（経営移譲による）を受給する場合
②売買等で資格が異動した場合
③相続、贈与により異動した場合

土地改良区の台帳は組合員からの異動通知により更新されることになっています。手続きを怠りますといつまでも組合費がかかることになります。

他目的使用について

土地改良区が管理している道路や水路を農業以外に使用する場合、他目的使用契約書の締結が必要です。また、使用期間満了後、継続して使用する場合も再度契約書の締結となり、使用しない場合は、廃止手続きを行って下さい。無断使用の場合は、施設を撤去のうえ改修費用をご負担いただきます。使用料金は下記の通りです。

ご不明な点がありましたら担当までご連絡ください。

なお、広告看板類は許可しません。

使用料金（5年分）
①水路の乗り入れ（橋など）㎡当たり　7,200円
②浄化槽排水　　1人槽当たり　1,800円
③その他
担当　管理課　管理係　TEL 381-7092（直）

決済金について

区域内における農地が転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地を耕作している組合員が負担することになり、その加重負担を招くことになります。このようなことが起きないようにするために農地を転用するとき土地改良法に基づき一定額の決済金を徴収し、それぞれの経費に充当していくものであります。

農地転用するとき決済金がかかります。
田　65万円（千㎡当たり）
畑　16.3万円（千㎡当たり）

賦課内訳の添付と内容確認について

平成20年度より組合費賦課金通知書に賦課（土地）内訳書を添付し賦課令書を発送することとなりました。この内訳書により組合員の皆様から年ごとの農地異動を確実に把握していただく事で土地改良区業務の円滑化も可能となります。

なお、内訳書の内容についてご不明な点がございましたら、最寄りの亀田郷土地改良区出張所までお問い合せをお願いいたします。

不法投棄防止にご協力を!

農道・用排水路の溝畔敷きに枯れ木・廃材や電化製品等さまざまなゴミが捨てられています。こうした心ないゴミの投げ捨てにより、施設の維持管理に支障となるばかりか多額な処理費がかかっています。

不法投棄を目撃された方は車のナンバーを控え土地改良区までご一報下さるようお願いいたします。

平成21年度賦課額（10a当たり）

区分＼適要	一般会計（円） 共通費	一般会計（円） 各区費	計（円）	備考
第1区（横越）	11,500	500	12,000	畑（10a）については定款24条により田の100分の25の額（共通2,875円、各区125円）
第2区（大江山）	11,500	500	12,000	
第3区（亀田）	11,500		11,500	
第4区（両川）	11,500		11,500	
第5区（曽野木）	11,500	500	12,000	
第6区（鳥屋野）	11,500		11,500	
第7区（山潟）	11,500		11,500	
第8区（石山）	11,500		11,500	
第9区（大形）	11,500		11,500	

平成21年度　組合費

令書発行　10月5日
納　　期　10月20日

・現金納入の場合は10月20日までに納めて下さい。
・口座振替の場合は10月20日に引き落とされます。

短信

4月18日　新潟オランダ祭り水と土の芸術祭プレイベント「新潟の水と土を考える」シンポジウム
19日　新潟オランダ祭り水と土の郷亀田郷バスツアー
23日　江南区役所・東部地域土木事務所・中央農業委員会意見交換会
24日　監事会（月例監査）
5月7日　総務部会
12日　理事会
22日　親松排水機場管理運営委員会
27日　亀田郷管内事業説明会
28日　福井県坂井地区農業農村整備事業推進協議会視察来所
6月2日　亀田郷排水対策事業推進協議会幹事会（月例監査、機場監査）
8日　JICA集団研修「かんがい排水・農村開発」コース研修員視察来所
7日　亀田郷一斉清掃
9日　亀田郷排水対策事業推進協議会　総会
18日　千葉県干潟土地改良区視察来所
19日　総務部会　理事会
25日　監事会（月例監査、決算監査）
29日　監事会（月例監査）
7月8日　理事会
9日　新発田市川東土地改良区視察来所
10日　新潟市土地基盤整備促進協議会　総会
13日　亀田郷排水対策事業推進協議会　北陸農政局施策提案
14日　亀田郷環境整備連絡会・亀田郷地域用水対策協議会　総会
15日　亀田郷排水対策事業推進協議会　農林水産省施策提案
17日　佐渡市三瀬川松才地区臨時総代会
27日　環境保全会視察来所
28日　監事会（月例監査）
農地・水・環境保全向上対策　合同意見交換会
30日　亀田郷不法投棄対策連絡協議会　総会
31日　西蒲原土地改良区中野小屋地区視察来所
8月8日　とやの物語水土里の路ウォーキング
とやの物語2009
18日　ASEAN農業研修生（インドネシア研修生5名、中国研修生2名）視察来所
21日　栃木県深津土地改良区視察来所
22日　水と土の芸術祭アートイベント「ルミナス」（丸潟新田再生湿地）
24日　監事会（月例監査）
平成21年度亀田郷西部地区環境用水に関する説明会
9月2日～3日　疏水サミットin熊本2009
4日　監事会（月例監査）
理事会